

日立市野球スポーツ少年団連絡協議会規約

平成7年6月制定

平成27年5月改定

平成28年3月改正

平成29年3月改正

令和3年3月改正

第1章 総則

(趣旨及び名称)

第1条 この規約は、第2条に掲げる目的を達成するために活動する団体の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとし、当該団体は、日立市野球スポーツ少年団連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称するものとする。

(目的)

第2条 連絡協議会は、自主的、組織的なスポーツ活動を通じ、健康で活力に満ちあふれた心身の育成、野球競技を通じての相互交流と仲間意識・協調精神の滋養、将来の日本の中核となるべく青少年を育てることを目的とし、連絡協議会の本部を第6条に掲げる会長宅に置く。

(事業)

第3条 連絡協議会は、第2条に掲げる目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 市内野球大会の開催

- ア 名球会江藤慎一記念杯日立市野球大会
- イ 茨城県学童野球兼茨城県スポーツ少年団軟式野球大会市内予選
- ウ 筑波銀行「あゆみ杯」茨城県軟式野球大会市内予選
- エ オレンジ杯低学年少年野球大会
- オ 日本ハム杯関東学童野球秋季大会市内予選
- カ 小松崎杯少年野球大会
- キ 読売新聞水戸支局杯学童親善野球大会
- ク 連絡協議会会長杯少年野球大会

(2) 県大会、全国大会への参加

- ア 茨城県学童野球大会県大会
- イ 茨城県スポーツ少年団野球大会県大会
- ウ 筑波銀行「あゆみ杯」茨城県学童軟式野球大会県大会
- エ 日本ハム杯関東学童野球秋季県大会

(3) 地域における体育行事等への参加

- ア ぷら・スポフェスタ
- イ 県北ブロックスポーツ少年団駅伝交流大会

(4) その他、会の目的達成に必要な事業

(株)日立製作所野球部・ロータリークラブ協賛による少年野球教室

第2章 組織及び役員

(構成)

第4条 連絡協議会は、日立市野球スポーツ少年団に登録された団の総意に基づいて設立、構成する。

(組織)

第5条 連絡協議会は、第6条に掲げる役員（別称「執行部」という。）と理事をもって構成する。

(役員及び理事)

第6条 連絡協議会に次の役員を置く。また、連絡協議会は、各団の責任者1名を連絡協議会の理事として登録を受け、役員を含めた理事会の構成員とする。

会長：1名 副会長2名 顧問：若干名 相談役：若干名 幹事長：1名 幹事：若干名 事務局：若干名

(役員を選出)

第7条 役員は、第10条に掲げる総会において選出、承認する。なお、顧問及び相談役は理事会で推挙し会長が委嘱する。選出方法は、推薦、指名、自薦承認のいずれかとする。ただし、各団の理事と第10条第4号に掲げる実行委員の重複は避けるものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長は連絡協議会を統括し、かつ、会議を招集し、第10条に掲げる会議の議長となる。ただし、会長不在の時はこれに順ずるものが務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 相談役は、連絡協議会の運営に関し、第10条第2号に掲げる役員会の求めに応じ助言を行う。
- (4) 幹事長は、会長、副会長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。また、幹事及び事務局の業務を統括する。
- (5) 幹事は、幹事長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。また、幹事長の指示等に従い、連絡協議会の出納、広報及び実行委員関係等の業務を行う。
- (6) 事務局は、第10条に掲げた総会、役員会、理事会、実行委員会の決定に従い、業務の執行を補佐し、広く連絡協議会の記録広報を行うとともに、他団体との連絡調整及びその他必要事項の処理を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 会議

(会議)

第10条 連絡協議会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 実行委員会

(会議の性格と構成)

第11条 総会は、連絡協議会の最高議決機関であり、役員・理事・指導員の代表で構成し、原則的に年度末に開催し、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 当年度事業報告及び次年度事業計画
- (2) 当年度総会開催までの収支決算及び次年度収支予算計画
- (3) 規約の改正

- (4) 役員の改選
- (5) その他、連絡協議会の運営に必要な事項
- 2 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事及び事務局で構成し、理事会より委任された事項及び連絡協議会の運営上必要な事項を議決する。
- 3 理事会は、役員会の構成員及び理事で構成し、事業計画具体案の議決、実行委員会の提案事項の議決及び総会に付議すべき事項を協議し、更には会の運営上必要な事項を議決する。
- 4 実行委員会は、連絡協議会役員と各団より推薦された1名の委員で構成され、1年の任期とする。
- 5 実行委員会の役割は、次に掲げる事項の実施要領の作成、必要物品等の申請、役割分担案の作成を行い、理事会に諮問することとする。
 - (1) 市内野球大会の運営方法の見直し
 - (2) 市内野球大会の新規企画等の検討
 - (3) 審判講習会の企画、運営
 - (4) 地域体育行事への参加促進の検討
 - (5) レクリエーション行事の企画立案
- 6 実行委員会の責任者は、会長が務める。
- 7 その他必要な事項については、理事会の承認を得て審議検討する。

(議決)

第12条 全ての会議は、構成員の過半数で成立し、出席人員の過半数で議決する。

- 2 総会における各団の議決権は、理事を含め3名までとする。
- 3 理事会における各団の議決権は理事1名とする。なお、理事の代理出席者にも議決権を与えるものとする。

第4章 会計

(会計)

第13条 連絡協議会の会計は、各団の納める年会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

- 2 前項の年会費の金額は、理事会において決定し、当該年度初めての理事会（通常4月末開催）までに納入する。

(会計年度及び会計監査)

第14条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 会計監査は総会にて選出された監査員が行うこととする。ただし、執行部との兼務は避けるものとする。
- 3 監査員の任期は2年とし、総会にての立候補または推薦にて選出する。なお、監査員の留任はこれを妨げないものとする。

第5章 加盟登録

(加盟手続き)

第15条 連絡協議会に加入しようとする団体は、登録に必要な以下の手続きを行い、年会費を添え役員会に届け出なければならない。途中加入についても同様とする。なお、既納された会費はいかなる理由があっても返却しないものとする。

- (1) 日本スポーツ少年団登録

(2) 団員及び指導者の傷害保険加入

(3) 指導者及び団員名簿の提出

指導者名簿の役職名に関しては、煩雑を避けるため以下の区分とする。

顧問、会長、部長、団長、副団長、監督、指導員

2 会長は役員会を開催し、当該申請に対し審議を行い、不遜無きの確認を持って承認するものとする。

3 連絡協議会に登録後、その内容に変更が生じた団体は、その都度速やかに連絡協議会に届け出なければならない。

4 連絡協議会に未登録の団体は、原則、連絡協議会が開催する公式行事に参加することはできない。

第6章 雑則

(大会参加資格及び大会運営)

第16条 第3条の事業への参加資格並びに大会運営については、別表1のとおりとする。なお、試合方式・表彰規定の詳細については別表2のとおりとし、記載無き事項については平成25年6月に合意した「大会規則及び申し合わせ事項」により実施する。

2 合同チーム編成による大会参加については、単位団での人員不足の場合に限り、人員不足となっている複数の単位団による合同チーム編成を認めることとし、当該年度を通して活動するものとする。

(審判)

第17条 第3条第1号に掲げる連絡協議会主催大会には、各団2名が審判にあたるものとする。

2 審判員は、原則として指導者があたるものとする。

3 審判員のうち、不測の事態がない限り主審の途中交代はしない。塁審についても同様とするが、主審の許可により認めるものとする。

4 審判に対する抗議は、監督1名のみとし、その他は受け付けない。

(日立市体育協会表彰者の選出)

第18条 日立市体育協会表彰規定に基づき、日立市野球スポーツ少年団連絡協議会の推薦者及び推薦団体の選出を次の手順で選出する。

【表彰の種別：スポーツ功労賞】

1 表彰選考基準

(1) 日立市内に居住または通勤・通学している者。ただし、日立市体育協会の常勤・非常勤職員及び市職員で、社会体育推進を主たる任務とする者は対象外とする。

(2) 年齢60歳以上の者で、下記の基準のいずれかに該当する者とし、原則として、加盟団体から当該年度1名とする。

①日立市スポーツ振興・発展に顕著な功績のあった者

②日立市体育協会役員（理事・監事）として3期6年以上在職した者

③加盟団体の会長、副会長、理事長を6年以上、理事（会員）を10年以上在職し、顕著な功績のあった者

2 選出方法

選出方法は、連絡協議会役員会で該当者を選出し、協議の上、決定する。

【表彰の種別：スポーツ奨励賞】

1 表彰選考基準

- (1) 日立市内に居住または通勤・通学をしている者。ただし、日立市体育協会の常勤・非常勤及び市職員で、社会体育推進を主たる任務とする者は対象外とする。
- (2) 下記の基準のいずれかに該当する者とし、原則として、加盟団体から当該年度2名程度とする。

2 日立市野球スポーツ少年団連絡協議会での上記該当者の選出基準

ボランティア指導者として、10年以上にわたり活躍し、活動が他の模範であり、認定員の資格を有する者

3 選出方法

選出方法は、連絡協議会役員会で該当者を選出し、協議の上、決定する。

*この他に、「特別優秀選手賞」、「優秀選手賞」については、連絡協議会執行部で表彰基準に照らし合わせて該当者及び該当チームを選出する。

(弔事規定)

第19条 次に掲げる事項に該当する会員が死亡したる時は、連絡協議会より香典として1万円を支弁するものとする。

- (1) 執行部、理事及び実行委員
- (2) 各団に所属する指導者で、指導歴10年以上かつ認定員有資格者

2 前項に掲げる事項が発生したる時は、幹事長に報告するとともに、関係する団に対しても、一団の責任において連絡すること。

3 連絡協議会関連団体に対する弔事については、執行部にて検討し実施する。

(その他)

第20条 各団は、連絡協議会の趣旨を逸脱し、連絡協議会の信用と品位を低下させる行為を厳に慎み、地域に根ざしたスポーツ少年団活動を通して、明るい人間性豊かな団員を育成するものとする。

2 各団は、連絡協議会の規則、議決事項を遵守し、連絡協議会の各事業の遂行にあたり積極的な参加と協力体制をとる。ただし、団の事情により不参加の場合は、速やかに理事会の承認を得るものとする。

3 各団は、青少年育成にふさわしい態度で臨み、試合のトラブルなどの未然防止に努める。また、指導者は誇りを持ち、常に研修に努め、広い視野と見識を持ち、協調し合い、スポーツ少年団の運営にあたる。

4 試合のトラブルに関して、その場で解決し得ない事項については、理事会の審議事項とする。

5 この規約に定めのない事項については、理事会にて協議し決定する。

附則 この規約は、平成7年6月10日に制定し、即日執行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 参加資格、大会運営

| 大会名称 | 大会試合方式 | 参加資格 | 備考 |
|------------------------------|------------|-------|---------------------------------|
| 名球会江藤慎一記念杯日立市少年野球大会 | フリートーナメント制 | 6年生以下 | |
| 茨城県学童野球兼茨城県スポーツ少年団軟式野球大会市内予選 | フリートーナメント制 | 6年生以下 | 優勝チームは、学童県大会、準優勝チームは県スポ県大会出場権獲得 |
| 筑波銀行「あゆみ杯」茨城県軟式野球大会市内予選 | フリートーナメント制 | 6年生以下 | 優勝チームは、あゆみ杯出場権獲得 |
| オレンジ杯少年野球大会 | フリートーナメント制 | 4年生以下 | 参加人数により合同チームを編成したシステムあり |
| 日ハム杯関東学童野球秋季大会市内大会 | フリートーナメント制 | 5年生以下 | 優勝チームは、同県大会出場権獲得 |
| 小松崎杯少年野球大会 | フリートーナメント制 | 4年生以下 | 参加人数により合同チームを編成したシステムあり |
| 読売新聞水戸支局杯学童親善野球大会 | フリートーナメント制 | 6年生以下 | |
| 連絡協議会会長杯少年野球大会 | フリートーナメント制 | 6年生以下 | |

2 大会参加資格並びに大会運営

公式大会試合方式・表彰規定一覧表

【試合方式】 ※各大会、表記以外に詳細なルールあり。県大会等においては、その大会規則等によるものとする。

| 大会名称 | 対象学年 | 1日目 準決勝・決勝戦以外 (予選トーナメント) | 2日目 準決勝・決勝戦 (3位決定戦も含む) |
|--|-------|--|---|
| 江藤慎一記念杯 あゆみ杯市内予選 連絡協議会会長杯 読売新聞水戸支局杯学童親善野球大会 | 6年生以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・90分、7回戦制とする。 ・同点時延長なし、抽選とする。 ・5回以降7点差コールドゲームあり。 | <ul style="list-style-type: none"> ・90分、7回戦制とする。 ・同点時、特別ルール（0アウト1塁・2塁）を1回実施し、決着なき時は抽選とする。 ・5回以降7点差コールドゲームあり。 |
| 日ハム杯関東学童野球秋季大会市内予選 | 5年生以下 | | |
| 学童大会兼県スポ大会市内予選 | 6年生以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・90分、7回戦制とする。 ・同点時は特別ルール（無死満塁）を1回実施し、決着なき時は抽選とする。 ・5回以降7点差コールドゲームあり。 | |

| 大会名称 | 対象学年 | 1日目 準決勝・決勝戦以外 (予選トーナメント) | 2日目 準決勝・決勝戦 (3位決定戦も含む) |
|---------------|-------|--|------------------------------|
| オレンジ杯 小松崎杯 | 4年生以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・70分、5回戦制とする ・同点時、特別ルール(0アウト1塁・2塁)を1回実施し、決着なき時は抽選とする ・3回以降15点差コールドゲームあり。 | |

*名球会杯の優勝旗は、日立北ロータリークラブより協賛いただき、平成14年度大会から供用した。

*読売新聞杯学童親善野球大会は、読売新聞東京本社より協賛いただき、平成18年度に新設された。

*小松崎杯に平成18年第20回記念大会を記念し、(株)国進運輸・小松崎光社長より準優勝杯が寄贈された。準優勝杯は持ち回り授与とする。

*日ハム杯の盾は平成20年度からすべて連絡協議会より支弁する。ただし、平成25年度から第3位の盾を廃止した。

*竹内亀次郎記念杯は、公益財団法人日立財団でカップ、賞状など準備される。

【表彰規定】

| 大会名称 | 優 勝 | | | | 準優勝 | | 3位 | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 優勝旗 | 優勝杯 | 優勝盾 | 賞状 | 準優勝盾 | 賞状 | 盾 | 賞状 |
| 名球会江藤慎一記念杯日立市野球大会 | ○ (協賛) | ○ (協賛) | ○ | ○ (協賛) | ○ | ○ (協賛) | | ○ (協賛) |
| 学童大会兼県スポ大会市内予選 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 筑波銀行「あゆみ杯」茨城県軟式野球大会市内予選 | | | | ○ | | ○ | | |
| オレンジ杯少年野球大会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 日ハム杯関東学童野球秋季大会市内予選 | | ○ (協賛) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 小松崎杯少年野球大会 | ○ (協賛) | ○ (協賛) | ○ (協賛) | ○ (協賛) | 盾・杯 (協賛) | ○ (協賛) | | ○ (協賛) |
| 読売新聞水戸支局杯学童親善野球大会 | ○ (協賛) | ○ (協賛) | ○ (協賛) | ○ (協賛) | 盾・杯 (協賛) | ○ (協賛) | ○ (協賛) | ○ (協賛) |
| 連絡協議会会長杯少年野球大会 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |